

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第43号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償の額)</p> <p>第7条の4 条例第15条の規則で定める金額は、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。</p>	<p>(葬祭補償の額)</p> <p>第7条の4 条例第15条の規則で定める金額は、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。</p>

第10号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

葬 祭 補 償 請 求 書

(実施機関の職氏名) 殿 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日 年 月 日
		請求者の住所..... 氏 名..... 死亡職員との続柄又は関係
1 死亡職員に関する事項	(所属部局)	
	(氏 名)	年 月 日生
	(職 種)	
	(死亡年月日)	年 月 日
2 葬祭補償金額の計算	(1) (補償基礎額) 330,000円+ ×30= 円	
	(2) (補償基礎額) ×60= 円	
3 葬祭補償請求金額	(2の(1)又は(2)のうち高い金額) 円	
4 添付する書類その他の資料名		
5 送金希望の場合	振込先 銀行 支店	※ 受 理 年 月 日
	預金科目 <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決 定 年 月 日
	口座番号	※ 支 払 年 月 日
	預金名義者	※ 決定金額 円

注

1・2 略

第10号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

葬 祭 補 償 請 求 書

(実施機関の職氏名) 殿 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日 年 月 日
		請求者の住所..... 氏 名..... 死亡職員との続柄又は関係
1 死亡職員に関する事項	(所属部局)	
	(氏 名)	年 月 日生
	(職 種)	
	(死亡年月日)	年 月 日
2 葬祭補償金額の計算	(1) (補償基礎額) 315,000円+ ×30= 円	
	(2) (補償基礎額) ×60= 円	
3 葬祭補償請求金額	(2の(1)又は(2)のうち高い金額) 円	
4 添付する書類その他の資料名		
5 送金希望の場合	振込先 銀行 支店	※ 受 理 年 月 日
	預金科目 <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決 定 年 月 日
	口座番号	※ 支 払 年 月 日
	預金名義者	※ 決定金額 円

注

1・2 略

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第7条の4及び第10号様式の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は改正前の規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。